

大津市立膳所小学校PTA 個人情報取扱細則

（目的）

第1条 大津市立膳所小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部・事務局・各委員会委員とする。

（秘密保持）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）PTA会費の管理業務
- （2）委員選出の際の名簿の作成
- （3）役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- （4）各委員会活動における必要書類の作成
- （5）広報誌への写真の掲載（個人名が特定される情報は画像処理により消去）
- （6）委員選出時（委任状提出者）等の連絡手段（電話番号）
- （7）地区委員の業務における連絡手段（電話番号）
- （8）その他、本会の本部・事務局・各委員会で協議の上、必要だと認められる活動

（利用目的による制限）

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第9条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管）

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で使用・保管することとする。

（第三者提供の制限）

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

（3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力することがある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（情報の開示）

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第13条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第14条 本会は、個人情報取扱者に対して、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第16条 本会の「大津市立膳所小学校PTA個人情報取扱細則」は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附則 本細則は、平成30年7月1日より施行する。